



浜松地域遺産（認定文化財）の候補を募集します

令和5年度も「浜松地域遺産」第8期の募集をいたします。

1. 浜松地域遺産認定制度とは

- 従来の文化財保護制度（国・県・市の「指定」など）とは別に、地域で大切にされてきた歴史、文化、自然などの資源を募り、独自に浜松地域遺産として「認定」するものです。
- 郷土の宝として顕彰することで、後世へ継承されることを期待するとともに、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることで、個性ある地域の創造に寄与することを目的とします。
- 認定は、「浜松市文化財保護審議会」からの意見を受けて、浜松市教育委員会が行います。所有者等には、浜松市教育委員会から「認定証」をお届けします。

2. 令和5年度の募集期間

令和5年6月1日（木）から9月29日（金）まで

3. 応募方法

推薦書と同意書を、直接または郵送により文化財課または各区のまちづくり推進課（東区と南区は区民生活課）へ提出してください。

※推薦書と同意書は、文化財課、地域遺産センター、各区のまちづくり推進課（東区と南区は区民生活課）、舞阪・引佐・三ヶ日・佐久間の協働センター、春野文化センター、水窪文化会館、龍山森林文化会館で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。


4. 応募条件


- 所有者などの同意が得られること。
- 団体による推薦であること。（自薦・他薦は問いません。）
- 推薦候補が市内の文化資源であれば、推薦者は市の内外を問いません。
- 天然記念物と無形文化財以外は、おおむね50年以上経過しているものを対象とします。


5. 対象となる種別と昨年度までの認定数 ※印は地域遺産独自の種別 (単位：件)

種別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
建造物	13	21	1	4	12	9	4	64
美術工芸品	28	44	12	18	37	14	27	180
無形文化財	0	0	0	0	0	1	0	1
有形民俗文化財	12	17	13	14	60	31	32	179
無形民俗文化財	13	8	7	6	4	4	4	46
史跡	13	6	13	13	14	28	41	128
名勝	1	1	2	3	3	0	0	10
天然記念物	2	2	0	1	9	1	0	15
文化的景観	0	1	2	1	5	0	3	12
伝統的建造物群	1	0	0	1	0	0	0	2
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0	0
近代化遺産 ※	3	1	0	1	2	1	0	8
記憶遺産 ※	0	0	0	0	0	0	1	1
伝承地 ※	5	0	0	2	0	0	2	9
伝統的生活文化 ※	-	-	-	2	1	1	0	4
合計	91	101	50	66	147	90	114	659

6. これまでの主な認定文化財

名 称	灰木の秋葉山常夜灯	
所在地	浜北区灰木	
種 別	有形民俗文化財	
説 明	<p>灰木地区にある石造秋葉山常夜灯を認定。「講中安全」と刻字がある。(令和4年度認定)</p> <p>※市内に残る秋葉山常夜灯のうち、過去7年間の地元推薦により、約100基が認定文化財となった。また、道標など、秋葉山表参道・九里橋も認定されている。</p>	

名 称	錦橋 (きんばし)	
所在地	天竜区佐久間町	
種 別	有形文化財 (建造物)	
説 明	<p>明治36年(1903)、橋の無かった大千瀬川に四ツ門錦 (よつかど きん) さんが私財を投げうって橋を架けた。現橋は昭和45年(1970)竣工の3代目だが、「錦橋」という名称を残す。地元では親しみをこめて「おきん橋」と通称する。(令和4年度認定)</p>	

名 称	信玄街道	
所在地	北区初生町	
種 別	伝承地	
説 明	<p>元亀3年(1572)、三方ヶ原の戦いの直前に、武田信玄が三方原台地に進軍していった経路について、地元で「信玄街道」と呼んでいる道が残る。</p> <p>(令和4年度認定)</p>	